

望ましい地域交通の姿を示すマスタープラン

地域公共交通計画

【記載内容】

基本方針、計画区域・目標、目標達成施策・評価指標 等

全ての自治体で策定が努力義務化

策定が国庫補助の要件
(令和6年度～)

法定協議会が策定

現状

県バス対策協議会

【設置根拠】 道路運送法

【構成員】 県・九州運輸局
市長会・町村会
県バス協会
宮崎交通
県内8地域分科会

生活交通確保維持改善計画
に基づく国庫補助金申請

統合

新設

県地域公共交通協議会

(法定協議会)

【設置根拠】 活性化再生法

+

道路運送法

【構成員】 県バス対策協議会構成員

+

交通事業者 (鉄道、タクシー等)

道路管理者

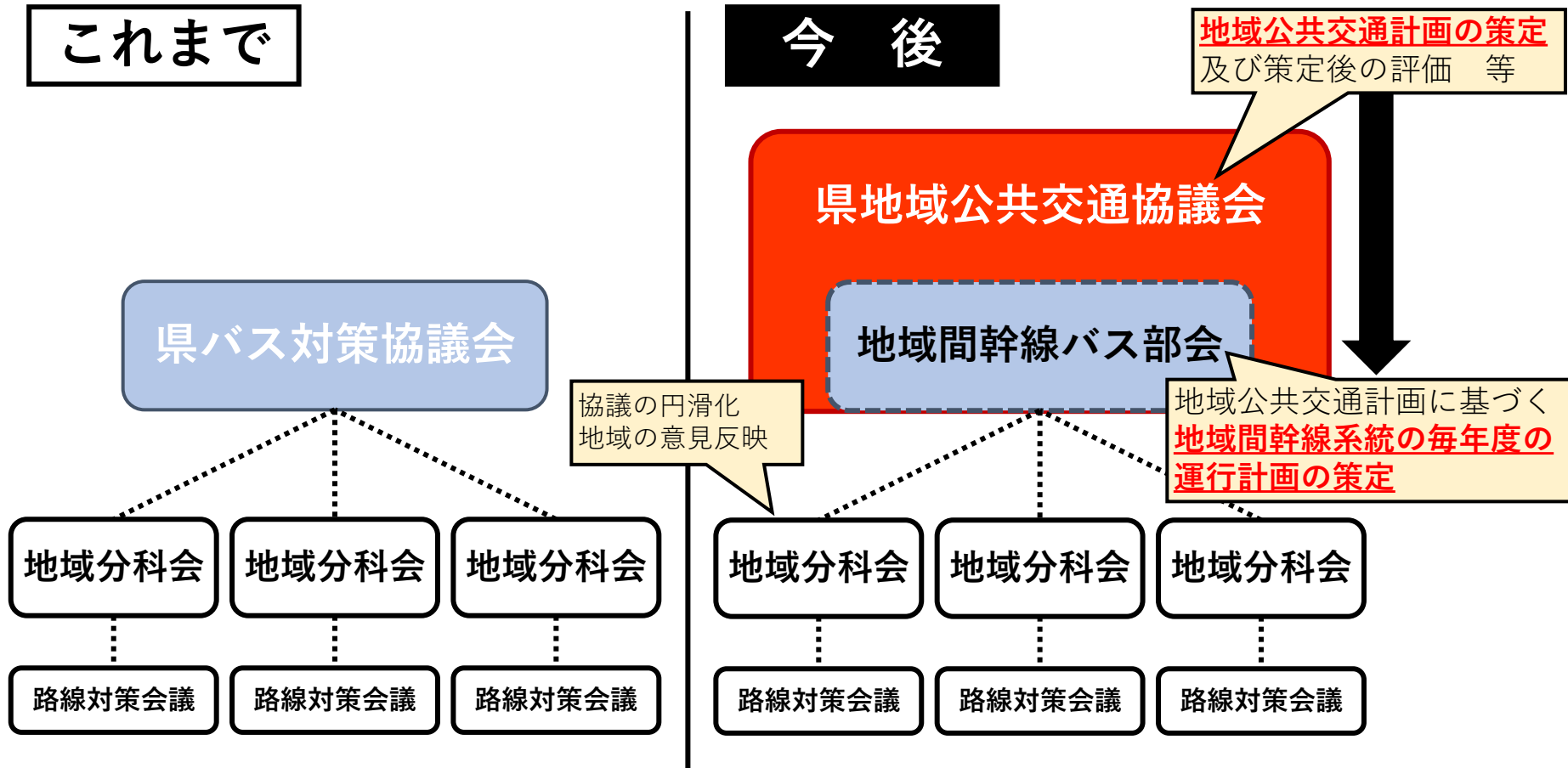
公安委員会

利用者代表、学識経験者

地域公共交通計画に基づく国庫補助金申請

※ただし、計画策定以降

宮崎県地域公共交通協議会の組織（案）



※ 県地域公共交通協議会の主な役割は、地域公共交通計画策定と策定後の評価とし、地域間幹線系統に係る毎年度の運行計画については部会において審議の上、決定。（部会の決定をもって協議会の決定とする。）